

# インフラ調査士補 技術者認証規準

検規-6002:2024

令和6年4月1日 制定



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

# インフラ調査士補技術者認証規準

令和6年4月1日 制定

## 1. 目的

本規準は、一般社団法人日本非破壊検査工業会（以下、「工業会」という）が、社会資本（以下、「インフラ」という）の維持管理に係る点検技術者を補佐する技術者の資格試験を実施し、技術者資格の認証を行うことを目的とする。

## 2. 適用範囲

本規準は、以下に示す国の定める技術基準に基づいて実施するインフラの道路分野の橋梁（鋼橋、横断歩道橋）、橋梁（コンクリート橋）、道路トンネル、付帯施設（舗装道路、道路附属物）の4施設の点検業務において、担当技術者として管理技術者のもとで業務の実務を担当する「インフラ調査士」を補佐する「インフラ調査士補」の資格認証について適用する。

### 2.1 関連法規

- (1) 道路法施行規則（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- (3) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

### 2.2 適用技術基準

技術基準は国土交通省道路局作成の「道路構造物の点検要領」最新版を適用する。

#### 2.2.1 【国管理】定期点検要領

- (1) 橋梁定期点検要領
- (2) 道路トンネル定期点検要領
- (3) 舗装点検要領
- (4) 附属物（標識、照明施設等）点検要領
- (5) 歩道橋定期点検要領

#### 2.2.2 定期点検要領（技術的助言）

- (1) 道路橋定期点検要領
- (2) 道路トンネル定期点検要領
- (3) 舗装点検要領
- (4) 門型標識等定期点検要領
- (5) 小規模附属物点検要領
- (6) 横断歩道橋定期点検要領

#### 2.2.3 道路ストックの総点検

- (1) 総点検実施要領（案）[橋梁編]
- (2) 総点検実施要領（案）[道路トンネル編]

- (3) 総点検実施要領（案）[舗装編]
- (4) 総点検実施要領（案）[道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編]
- (5) 総点検実施要領（案）[横断歩道橋編]

2.3 資格と適用対象

「インフラ調査士補」の資格名称と対象施設、業務、技術者区分を、表1に示す。

表1 「インフラ調査士補」の資格名称と資格対象範囲

資格名称	資格対象			国土交通省 資格登録番号
	施設分野	業務	技術者区分	
「インフラ調査士補」	橋梁 (鋼橋・横断歩道橋) 橋梁 (コンクリート橋) トンネル 付帯施設 (舗装・道路付属物)	点検補佐	—	—

3. インフラ調査士補 認証事業組織

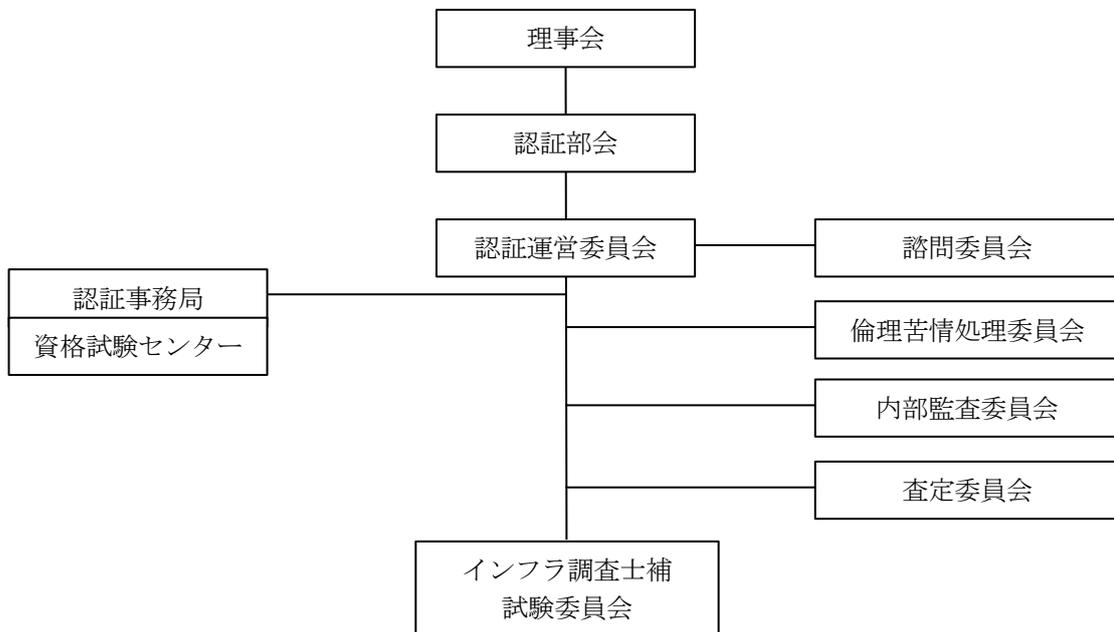


図1. インフラ調査士補 認証事業組織図

### 3.1 認証運営委員会

認証運営委員会は、道路分野の点検技術者の資格試験、資格更新のための講習及び認証全体の管理、運営を行う。

### 3.2 諮問委員会

諮問委員会は、認証運営委員会からの諮問に対する答申、及び必要に応じて、認証運営委員会に対して自発的な意見具申を行う。

### 3.3 倫理苦情処理委員会

倫理苦情処理委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証に関する倫理及び苦情処理事項を処理する。

### 3.4 内部監査委員会

内部監査委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証が、適正に実施されているか否かを、事業及び財務について監査する。

### 3.5 査定委員会

査定委員会は、次の項目に対する手続査定を行う。

- (1) 受験申請資格の査定
- (2) 資格試験結果の査定

### 3.6 資格試験センター

資格試験センターは、認証事務局の下部組織として各種委員会に関する事務処理業務を行う。

### 3.7 インフラ調査士補試験委員会

インフラ調査士補試験委員会は、資格試験に出題する学科試験問題を作成、管理、決定し、eラーニングによる基礎学習を実施する。

## 4. 用語の定義

- (1) 基礎学習：新たに技術者資格を取得するために受講する演習を含む講習
- (2) 修了試験：基礎学習を完了した者に対して実施する試験

## 5. 資格試験

### 5.1 「インフラ調査士補」資格

資格を取得するためには、基礎学習を受講し、修了試験に合格する必要がある。

#### 5.1.1 受験資格

資格試験の受験者は、満18歳以上とする。

#### 5.1.2 受験の手続き

##### (1) 受験の申し込み

受験者は、所定の受験申請書類を資格試験センターに提出して、申請しなければならない。

##### (2) 資格試験の通知

資格試験センターは、受験資格の要件などについて申請書類審査のうえ、受験者の受験申請を受理し、基礎学習の受講方法を通知する。

#### 5.1.3 基礎学習の内容

基礎学習では、次の内容などについて履修する。

##### (1) コンクリート構造物の目視試験の基礎

(2) 道路施設(橋梁(鋼橋、コンクリート橋、横断歩道橋)、トンネル、舗装、道路附属物、)について、設計・施工に関する基礎知識、関連法規、国の技術基準・要領による点検方法、点検結果の判定(損傷区分、対策区分の判定)、健全性の診断、対策措置、点検記録の作成など

(3) 点検・診断のための非破壊検査技術

#### 5.1.4 修了試験の内容

修了試験は、5.1.3 基礎学習の内容から出題される。

#### 5.1.5 修了試験の評価

インフラ調査士補試験委員会の管理の下、資格試験の評価基準に基づき、修了試験の合否判定及び結果を通知する。

### 6. 資格認証技術者の要件

「インフラ調査士補」技術者資格

5.1.1の受験資格を有し、工業会で主催する「基礎学習」を受講し、修了試験に合格した者で所定の手続を完了した者

### 7. 技術者資格証明書

#### 7.1 技術者資格証明書の交付申請受付

資格試験センターは、資格証の交付申請を受理する。

#### 7.2 技術者資格証明書交付の査定

査定委員会は、資格証交付の申請があった者に対し、技術の適格性を査定する。

#### 7.3 技術者資格証明書の交付

資格試験センターは、査定委員会で技術者資格証明書の交付の承認があった者に対し、技術者資格証明書を交付する。

#### 7.4 技術者資格証明書の登録日

技術者資格証明書の登録日は、査定委員会の認証を受けた後の4月1日または10月1日とする。

#### 7.5 技術者資格証明書の有効期間

技術者資格証明書の有効期間は、5年間とする。なお、更新は実施しない。

#### 7.6 技術者資格証明書の記載事項

技術者資格証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 写 真
- (4) 技術者資格の名称
- (5) 認証番号
- (6) 個人コード
- (7) 登録日
- (8) 有効期限
- (9) その他必要事項

## 8. 技術者資格証明書の書替または再交付

登録者は、次の場合認証運営委員会へ技術者資格証明書の書替又は再交付を申請しなければならない。

- (1) 技術者資格証明書の記載事項に変更があった場合（以下「書替」という）
- (2) 技術者資格証明書を紛失又は著しく損傷した場合（以下「再交付」という）

認証運営委員会は、前項の申請を審査の上、技術者資格証明書の書替または再交付を行う。

## 9. 技術者資格証明書の失効

次の場合には、登録者の保有する技術者資格証明書を失効とする。

- (1) 保有する技術者資格証明書の期間が切れた場合
- (2) 修了試験において不正を働いたことが後日判明した場合
- (3) 技術者資格証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 技術者資格証明書を不正に使用した場合
- (5) 技術者資格証明書を他人に使用させた場合
- (6) 資格保有者としてふさわしくない行為があった場合
- (7) その他の不正行為があった場合

## 10. 異議申し立て

- (1) 修了試験の受験者は、修了試験の判定結果に疑義のある場合には、判定結果通知日より30日以内に限り、倫理苦情処理委員会に文書をもって異議申し立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、修了試験又は技術者資格証明書の取扱いなどに疑義のある場合は、倫理苦情処理委員会に対し、文書をもって異議申し立てを行うことができる。

## 付 則

1. 本規準は、令和6年4月1日より施行する。
2. 本規準実施のための細則及び受験料、認証申請料等は別に定める。
3. 本規準の変更及び廃止は、認証運営委員会の審議を経た後、理事会の承認を得なければならない。